

独立行政法人改革に関する有識者懇談会の設置について

平成 25 年 2 月 28 日

1. 独立行政法人改革に関する専門的かつ実務的な検討を行うため、内閣府副大臣の下に、「独立行政法人改革に関する有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。
2. 懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
3. 座長は、構成員の中から、互選により選出する。
4. 座長代理は、構成員の中から、座長が指名する。
5. 懇談会において配布された資料は、原則として、公表する。
6. 懇談会の議事概要を公表する。
7. 前各項に定めるもののほか、懇談会の運営に関する事項その他必要なことは、座長が定める。
8. 懇談会の庶務は、内閣官房行政改革推進本部事務局において処理する。